

# おらが村の山野草

シリーズ①

■花期：4～5月

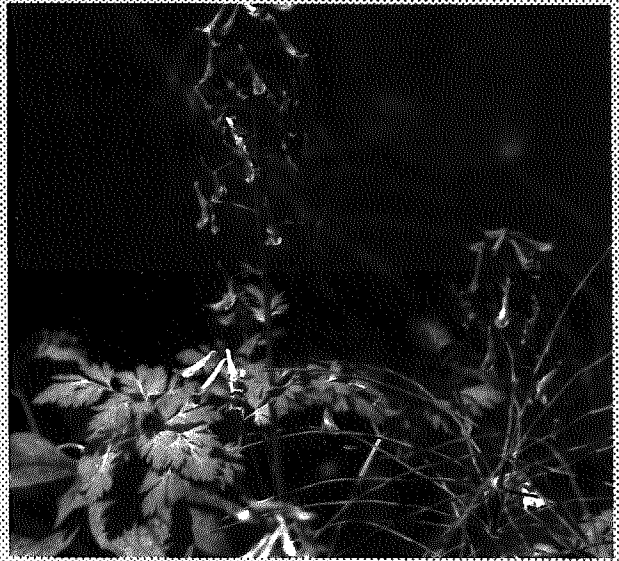
## ムラサキケマン

*Corydalis incisa*

（ケシ科）

「おらが村の山野草」シリーズ第59回目の今回は、日当たりのよい原野や畑の縁などに生える2年草「ムラサキケマン（ケシ科）」をご紹介します。

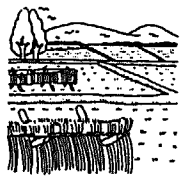
このムラサキケマンの茎は四角でみずみずしいのですが、折ると悪臭がします。高さは20～50cmくらいになり、葉は羽根のような形で深く切れ込んでいます。茎の頂部に紅紫色の小さな花を穂状につけるのが特徴です。



適用地域	村内全域	田	畑
	三八、〇〇〇円	標準額を	定めない
適用時期	平成八年三月一日から		

■標準小作料（十町当たり）

一六一へ。  
室村農業委員会事務局（役場農林水産課内）82-141-1内線



詳しくは、岩室村農業委員会事務局（役場農林水産課内）82-141-1内線一六一へ。  
農地の適正な貸し借りの目安としてお使いください。

### 新しい貸借の目安に

農地の標準小作料が変わりました

### 狂犬病予防注射を実施します

平成7年度から「犬の登録」が生涯に1回で済むことになったことに伴い、手続きの内容が次のとおり変更されました。

☆平成7年度に登録を済ませた犬の場合…今年からは、注射のみです。事前にハガキが郵送されますので、当日、注射手数料2,900円と一緒にそのハガキに押印をして持参してください。

☆平成6年度までに登録を済ませ、平成7年度に登録しなかった犬の場合…申請書が事前に郵送されますので、会場で登録・注射の手続きを行ってください。持参するものは印鑑・申請書・手数料5,900円（登録3,000円、注射2,900円）です。

もし、犬が死んだり他人に譲ったりした場合は、お早目に役場保健衛生課までご連絡ください。

☆新規に登録する犬の場合…持参するものは、印鑑・手数料5,900円（登録3,000円、注射2,900円）です。

\* なお、注射の実施日時及び会場については、「暮らしのメモ帳」をご覧ください。

### 犬の適正飼育にご協力を!

犬を飼育する場合、飼い主は犬が人や財産に害を加え、迷惑を及ぼすことがないように適正に飼育することが、法律に定められています。

皆さんも、犬を飼育する場合は次のことを守ってください。

- 犬の放し飼いは、絶対にしないでください。
- 犬の運動時には、フンを必ず始末してください。
- 「狂犬病予防注射」は、毎年1回受けるよう法律で義務づけられています（登録は生涯1回）。

### 応急処置講習を

万一来備えて:

皆さんも、万一来備えて、応急手当ての講習を受けてみませんか。事故が発生してから救急車が事故現場に到着するまでに要する時間は、昨年の統計で六分二十八秒という時間がでています。この時間、すなわち事故発生からの数分間が非常に重要になってくるわけです。尊い生命を救うため、皆さんも応急手当ての講習を受けてみませんか。

消防署では、地区単位や婦人会等の団体の集まりなどで希望者があれば、いつでもどこでも救急講習会を開催します。皆さんからのご連絡をお待ちしています。

詳しくは、西蒲原南部消防署・

### 春の火災予防運動

4月1日～7日は:

四月一日から七日まで、県下一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。この運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなるこの時期に、「一人ひとりが火の元に注意し、火災を起こさないようにしましょう」と、毎年行われているのです。

消防署では、火災予防運動の期間中、隣接町村と合同で消防車を使った防火宣伝を行います。また消防団でも、期間中の毎晩七時に半鐘を点打します。

皆さんのご協力をお願いします。

岩室分署（82-13360）までお問い合わせください。